

なごみの郷施設利用規程

公共施設である草津市立なごみの郷（以下「なごみの郷」という。）の管理運営については、安全で安心な利用の確保と良好な環境の保持を第一に、適正かつ効率的な運営管理を目指して、より一層の施設の活用と機能の発揮を図り、高齢者福祉の推進および市民生活の向上を図ります。

なごみの郷指定管理者である（公財）草津市コミュニティ事業団は、公衆浴場法、草津市立なごみの郷条例や草津市暴力団排除条例、滋賀県公衆浴場法施行条例他、関連規定を守り、管理運営するための必要な規程を以下のとおり定める。

（対象）

第1条 本利用規程の対象は、「なごみの郷」および「なごみの郷施設における指定管理者（以下「管理者」という。）の管理する備品等」の利用に関する事項とする。

（安全上の利用制限）

第2条 管理者は、なごみの郷の安全で安心な環境を保持するため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1) 管理者の許可のない刀剣類およびその他危険物の持ち込み
- (2) 備品等の危険な使用
- (3) 管理者の許可のない火気類の持ち込みおよび使用
- (4) その他、なごみの郷の安全で安心な利用を妨げる行為

（衛生上の利用制限）

第3条 管理者は、なごみの郷の衛生状況を良好に保つため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1) なごみの郷内の衛生状況を悪化させると認める不潔な行為
- (2) 衛生上好ましくないと管理者が認める物品等の持ち込み
- (3) 指定場所以外の飲食
- (4) 指定場所以外へのゴミの廃棄
- (5) 家庭ゴミの持ち込み
- (6) 管理者の許可を得ない動植物の持ち込み（但し、身体障害者補助犬を除く）
- (7) なごみの郷敷地内の指定場所以外での喫煙

（管理に支障のある行為の禁止）

第4条 管理者は、良好な利用環境を維持するため、管理に支障のある以下の行為を禁止する。

- (1) 施設の使用が暴力団の利益となる場合の利用
- (2) 管理者の許可を得ない機材等の持ち込みまたは施設内への留め置き
- (3) 騒音または大声の発生、その他他人に迷惑を及ぼす行為
- (4) 悪臭を発生させる行為や悪臭を発生させる物の持ち込み
- (5) なごみの郷施設および設備の本来の目的とは異なる利用方法

- (8) なごみの郷施設および設備を汚損する行為
- (9) なごみの郷施設における酒気帯びでの利用
- (10) 粗野または乱暴な言動をし、または威勢を示すことによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、または他の者に嫌悪感を覚えさせることにより、当該他の者のなごみの郷施設の利用を妨げること
- (11) 浴場内における着衣の利用
- (12) 浴場または脱衣所以外での裸身、半裸身、下着での利用
- (13) その他なごみの郷の良好な秩序の維持に反すると管理者が認める行為

(施設、備品・付属品の利用に関する事項)

第5条 管理者は、なごみの郷の施設および備品・用具類について適正で快適な利用を確保するため、利用者による以下の行為を禁止する。

- (1) 施設または備品・用具類の占有使用
- (2) 予約・受付を要する施設および備品・用具類の必要な手続を経ない利用
- (3) 管理者の許可なく備品・用具類を移動、持ち出すこと
- (4) 共用スペースの占拠および個人の所持品の放置
- (5) その他施設および備品・用具類の適正な利用を妨げる行為

(原状回復の義務)

第6条 利用者は、施設、備品・用具類を損傷し、または滅失したときは、管理者が指定する期日までに自らの責任で原状に回復し、またはこれに要する経費を負担しなければならない。

(施設への立ち入り制限)

第7条 管理者は、次の各号の一つに該当する者の立ち入りを拒否し、または退場を命ずることができる。

- (1) 伝染病に罹患していると疑われる者
- (2) 管理者の指示に従わず、秩序を乱す恐れがあると認められる者
- (3) 第2条から第5条に規定する禁止事項の一つ以上に該当すると認められる者

(温浴施設の利用に関する細則)

第8条 管理者は、温浴施設の利用について、上に定める規定に基づき、別途必要な規程を定める。

附則

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

なごみの郷のご利用について

利用者の皆様一人一人に気持ち良くご利用いただくため、下記の内容に則り、マナーを守ってご利用くださいますよう、ご協力を宜しくお願いいたします。

記

■当施設は、以下の方の入場をお断りしています

- 伝染感染の恐れのある持病等をお持ちの方
- 酒気帯びの方および館内で飲酒をされる方
- 他のお客様のご迷惑となる行為、危険な行為をされた方

■ 施設ご利用時の注意事項

- 施設内における事故・盗難などについての責任は負いかねますのでご注意ください。
- ペット同伴でのご利用はお断りします。（身体障害者補助犬は除く）
- 館内は禁煙です。指定された喫煙場所以外での喫煙はお断りします。
- 大広間などの共有スペースは、譲り合ってご使用ください。多人数（10名以上）でのご利用をご予定の場合は、事前に事務所に相談のうえ日程調整等を行ってください。
- 弁当等の持込はお断りします。個人による軽食等の飲食については構いませんが、大量の持込についてはお断りします。また、指定場所以外での飲食はお断りします。
- 大きな声を出す等他の利用者の迷惑になる行為はお断りします。
- 廊下等で走らないようにお願いします。特に小さなお子様連れの方は、注意をお願いします。
- 共有スペースを除く部屋には無断で立ち入らないでください。
- 危険物および火気類の持ち込みはお断りします。
- イベント開催時等については、館内の利用を制限する場合がありますので、予めご了承ください。
- 家庭ごみの持込はお断りします。
- 物品の販売および契約行為はお断りします。
- 施設および備品等を破損・紛失した場合は、速やかに事務所に届出るとともに自らの責任において原状回復（弁償）をお願いします。
- 施設職員の指示に従ってください。
- その他、施設の安全で安心な利用を妨げる行為はお断りします。

温浴施設のご利用について

利用者の皆様一人一人に気持ち良くご利用いただくため、下記の内容に則り、マナーを守ってご利用くださいますよう、ご協力を宜しくお願いいたします。

記

■当温浴施設は、以下の方の入浴をお断りしています

- 伝染感染の恐れのある持病等をお持ちの方
- 酒気帯びの方
- 他のお客様のご迷惑となる行為、危険な行為をされた方

■入浴券購入時の注意事項

- 割引対象となる市内に住所を有する60歳以上のお客様は、入浴受付で証明書（シルバーほっとカードまたは住所と年齢を証明できるもの）の提示を行い、職員の確認を受けてください。
- 市内に住所を有する障害者（障害者基本法第2条第1号に規定するもの）の方は、入浴受付で障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）の提示を行い、職員の確認を受けてください。
- 障害者等で介護の必要なお客様が利用される場合、付き添いで一緒に行動される方については、その介護者として障害者お1人につきお1人様、ご一緒に入浴いただけます。
- 証明書等の提示がない場合は、通常料金でのご利用となります。

■温浴施設ご利用時の注意事項

- 温浴施設内における事故・盗難などについての責任は負いかねますのでご注意ください。
- 身体を拭くためのタオルをお持ちください。ただし、浴槽内でタオルは使用しないでください。
- 浴室内での洗濯、毛染め行為等は禁止させていただいております。
- 浴槽には身体を洗ってからお入りください。また、浴槽にタオルは入れないでください。
- サウナご利用後の浴槽利用は、シャワーで汗を流してからご利用ください。
- 浴室内は滑りやすくなっている場合がございますので、気を付けてご利用ください。
- サポーターやギブス、包帯、オムツ等を着用のままのご利用はお断りいたします。